

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成 24年 7月 20日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) (届出者) 東京都墨田区両国二丁目10番14号 電話 03-3213-3751 (代理者) 京都府長岡京市開田1-6-6 電話 075-951-1181		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (届出者) 三菱製紙株式会社 代表取締役社長 鈴木邦夫 (代理者) 三菱製紙株式会社 京都工場 上席執行役員工場長 山田元茂					
主たる業種	写真感光材料製造業(写真用感光紙・印刷製版材料・インクジェット紙)						
	細分類番号	1	6				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率改善及び設備の省エネ化推進で、CO2排出原単位毎年1%向上を目指す。						
計画を推進するための体制	ISO14001の推進母体である工場環境マネジメント組織のエネルギー委員会を中心に推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	19,818.0 トン	19,022.2 トン	18,820.1 トン	18,632.1 トン	-5.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,225.4 トン	19,022.2 トン	18,820.1 トン	18,632.1 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠	生産におけるエネルギー消費効率向上及び設備の省エネ化を図る事で、エネルギー削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量百万㎡)	337.97	334.40	330.84	327.54	-2.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	生産におけるエネルギー消費効率向上及び設備の省エネ化を図る事で基準年度に対し、毎年原単位1%の温室効果ガスの削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	乾燥用設備の効率化、蒸気・圧縮エア設備の漏れ防止対策、操業度アップによる原単位向上					
	(24)年度	乾燥用設備の効率化、不要設備の停止と統合、老朽化設備の省エネ更新、操業度アップによる原単位向上					
	(25)年度	乾燥用設備の効率化、不要設備の停止と統合、老朽化設備の省エネ更新、操業度アップによる原単位向上					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤方法の登録を行い、公共交通機関を最大限利用する。					
	上記の措置を採用する理由	緊急時を除き、公共交通機関を利用する事は全従業員に徹底されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・CSRレポートにて当社の地球温暖化防止への取組状況等を公表。 ・環境省、京都府提唱のライトアップキャンペーンに参画。 ・乙訓地区内各事業所で組織する勉強会にてFSC森林認証に関して紹介。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。